

住友理工株式会社 ディスクロージャー・ポリシー

1. 情報開示の基準

当社は、会社法、金融商品取引法その他諸法令並びに上場取引所の「有価証券上場規程」に定める会社情報の適時開示に関する規定(以下、「適時開示規則」といいます。)に従って情報を開示します。投資判断に重要な影響を与える決定事実、発生事実及び決算に関する情報が生じた場合には、適時開示規則の基準に沿って迅速に開示するとともに、適時開示規則に該当しない場合でも、株主、投資家のみなさまの投資判断に影響を与える情報については積極的に開示します。

2. 情報開示の方法

適時開示規則に該当する情報につきましては、東京証券取引所の「TDnet(適時開示情報伝達システム)」で開示後、速やかに当社ホームページに掲載します。適時開示規則に該当しない情報につきましても、ホームページへの掲載等により広く開示します。

3. インサイダー取引の未然防止

当社は、重要な会社情報を適切に管理しインサイダー取引の未然防止を図るための社内規程を定め、グループ社員全体への周知徹底と理解啓蒙を促進しています。

4. 業績予想及び将来情報の取扱い

当社が開示する業績予想等の将来に関する記述は、過去または現在の事実に関するもの以外は、現時点で入手可能な情報をもとにした当社の仮定及び判断に基づく見通しを前提としています。これら将来に関する記述は、既知または未知のリスク及び不確実性を含んでおり、実際の業績等と大きく異なる可能性があります。

5. 沈黙期間

当社は、株主及び投資家の皆様への公平性を確保するため、決算発表前の一定期間を沈黙期間としています。沈黙期間中は、決算・業績見通しに関する質問への回答やコメントを差し控えております。ただし、沈黙期間中に業績予想を大きく外れる見込みが出てきたときには、適時開示規則に従い、適宜情報開示を行います。

以 上

2018年4月1日 制定